

すべての人にやさしく、住みやすい

「日本一の福祉のまち長久手」の実現を目指して

令和2年度 事業計画

自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

社会福祉法人長久手市社会福祉協議会

令和2年度 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 事業計画

近年、多様な価値観が尊重される現代社会において、「超少子高齢・人口減少社会」の急速な進行や、独居・核家族化に伴う家族の介護力の低下、家族・地域との絆の希薄化、生活の貧困問題など、複雑かつ多岐にわたる地域生活課題の解決に向けて、地域共生社会の実現と横断的な包括的支援体制の構築が求められています。特に、超高齢社会を背景に、認知症高齢者や単身高齢者世帯が増加していることに加え、地域における住民相互のつながりが希薄化する中、介護保険サービス等のフォーマルサービスだけでは対応が難しい生活支援ニーズや社会的孤立等の深刻な地域生活課題が顕在化するとともに、虐待に発展しかねない重大な権利侵害の問題も増えています。こうした諸課題の解決にあたっては、普段から地域の顔見知りの関係の中で互いに支え合える地域コミュニティづくりを加速させ、「共生・共創のまちづくり」に取り組む必要があります。専門機関との緊密な連携体制を構築することで問題の早期発見と重度化の予防を図るなど適切かつ迅速な対応が必要と考えます。さらに、近年、広域的・多発的な自然災害の発生により、これまで以上に大規模災害を想定した諸対策が求められており、実践的に活動するための体制の整備も図ってまいります。

「平成」という一つの時代が終わり「令和」の時代を迎えました。この間、本市は大きく発展してきた一方、人との「つながり」は、豊かさや利便さなどと引きかえに薄れつつあるのも事実です。長久手市社会福祉協議会は、本市における地域福祉推進の中核としての役割を果たすべく、地域住民をはじめ福祉関係諸団体やボランティア団体、行政などと幅広く連携、協働しながら、高い公益性と社会福祉法人としての自主性、創造性を発揮し、地域福祉の更なる増進と住民一人ひとりが抱える諸課題の解決を目指して事業を展開します。

社会情勢の変化を注視しつつ、事業運営の透明性の向上や財政基盤の充実を図りながら健全な法人運営に努めるとともに、2年目を迎える「第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画」で掲げる、地域住民、行政、各種関係機関と社会福祉協議会が協働し「ともに進む」という行動指針のもと、地域共生社会の理念である、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる社会の実現のための取り組みを一層強化し、様々な地域生活課題の発見・把握と解決に向けて、事業を推進してまいります。

実 施 事 業

1 CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

全小学校区において市内全域での「制度の狭間」における人々への個別支援をおこないます。また、それら個別支援と連動し、地域力強化事業及びサロン活動事業を実施し、住民とともに問題の早期発見・対応ができる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

2 地区社会福祉協議会事業

全小学校区に地区社協が設立され、それぞれの地区社協に担当のCSWを配置し、地域福祉学習会の実施や、各部会活動等を展開していきます。また、各地区社協の活動状況を全体で共有する為、交流会を実施し、活動の更なる発展と充実を目指していきます。

3 ご近所パートナー訪問事業（見守りサポーター養成事業）

(1) ご近所パートナー訪問事業

関係機関と連携し本事業の周知を行い、マッチングをしていきます。また、ご近所パートナー同士の意見交換会（フォローアップ研修）や民生・児童委員との交流会を行い、そこで地域福祉学習会を実施することで、気づきが関係機関にすぐにつながる体制を目指していきます。

(2) 見守りサポーター養成事業

地域の見守り体制を拡充していくため、普及・啓発に特化していきます。自治会、サロン、大学等にて引き続き養成講座を開催します。（目標：300人養成／年）

4 声かけネットワーク協力事業

平常時・災害時にも身近な住民同士が支え合う仕組みをつくるため、モデル小学校区の選定・事業の推進方法の検討を行っていきます。モデル小学校区において、関係団体（民生委員、自治会連合会・まち協、自主防災会）等との話し合いを進めながら、モデル地区の選定等事業実施方法について更に検討していきます。

5 多機関協働相談支援包括化推進事業

複合化・複雑化した生活課題に総合的に対応するための包括的な相談支援体制を構築し、福祉分野に限らず、さまざま分野の関係機関や地域資源等と連携・協働しながら、複合的な課題を抱える方や世帯の生活再建や自立を支援します。

6 生活支援コーディネーター

「居場所づくり」、「生活支援サポーターの活用」の2点を基軸とし、併せて空き家等の「空きスペースの活用」を調査しながら、地域支援を実施して

いきます。また、民間企業との連携や包括支援センター・CSWとの協働により市内に不足する社会資源の発掘をし、居場所づくりと生活支援サポーターの活動に繋げていけるような取り組みを実施していきます。

7 地域交流の集い・サロン活動の支援

前年度は新規サロンが6つ立ち上がり、活動している団体は48団体となりました。障がい者や子育てサロンの新規立ち上げはありませんでした。サロン立ち上げのきっかけづくりとして、出前講座の実施や広報活動を引き続きおこない、生活支援コーディネーターと連携して行っていきます。また、既存のサロン活動が継続されるよう、交流会を実施するほか、職員
の定期訪問時には「運営に関する悩み事」を聴く体制を整えていきます。

8 地域福祉事業

- ・福祉まつり、赤い羽根劇場（仮称）などの実施、広報紙、ブログ等の情報媒体により、市民が福祉に関する接する機会を作ります。
- ・認知症や障がいのある人も地域で安心して暮らし続けるために金銭管理などを行なう日常生活自立支援事業を実施します。
- ・ひとり親家庭入学準備助成事業や貸付け相談事業（生活福祉資金・はやぶさ資金）を実施し生活に困窮する世帯の生活を支援します。
- ・社協の趣旨、目的を説明し市民・法人に会員加入及び会員募集への協力をお願いします。特に、一般会員の加入に大きな役割を果たしていただいている自治会へは、丁寧な説明とお願いをおこないます。
- ・オレンジ本棚、認知症サポーター養成講座、認知症カフェへの支援など認知症の人や家族の地域生活を支援及び啓発のためキャラバンメイト等と連携して認知症地域支援推進事業を実施します。

9 共同募金運動事業

- ・共同募金の意義を、広報紙、機関紙・回覧板等による情報発信し理解と協力を求め進めていきます。また、地域でイベント募金や街頭募金を実施することで、募金運動が市民に見えるような運動を行います。
- ・1月から3月までのテーマ型募金の実施については、積極的に取り組むために、共同募金委員会で十分に検討します。
- ・市役所、市内の公共施設、企業や店舗への街頭募金、ポスター掲示、募金箱設置など、様々な募金運動への協力をお願いします。

10 ボランティア養成事業

- ・ボランティア相談員と連携し地域での出張相談やセンターでの定期相談や認知度の低い家庭体験ボランティア養成の勉強会や交流会を実施します。
- ・ボランティア情報紙の配布やセンター登録団体への助成などボランティア活動を支援します。

- ・防災ボランティアコーディネーター養成講座、スキルアップ講座の各種養成講座や災害ボランティアセンター運営訓練の実施など災害時にセンターが円滑に運営できるようにします。

- ・ボランティアセンター運営委員会でボランティアセンター運営やボランティアの養成活動支援について協議をします。

1 1 福祉教育事業

- ・市内の全小中高高等学校を対象に社会福祉協力校として委嘱して福祉実践教室等の福祉教育に関する取り組みを支援します。

- ・児童・生徒福祉作文コンクール実施し、児童・生徒が福祉について考える機会を作ります。また、その内容は広まるようにします。

- ・市内の福祉施設や福祉団体などと連携して、小学生及び中学生・高校生に対して福祉について体験や交流の機会を提供します。また、福祉まつり等で一般市民にも機会を提供していきます。

- ・キャラバンメイトと協力し認知症サポーター養成講座を学校、自治会や法人等からの依頼に応じて開催します。

1 2 福祉団体事務

- ・希望の会、身体障害者福祉協会、子ども会連絡協議会、遺族会、シニアクラブ連合会の事務を行い各団体の運営をサポートします。

- ・会員の増員を目的に団体のPR活動を行います。

- ・役員会などにおいて福祉に関係する事業等の周知を行います。

1 3 生活困窮者自立支援事業

さまざまな理由で生活に困窮している方や世帯に対し、困りごとや課題の解決を図りながら、地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。また、複合的な課題を抱える生活困窮者への支援を通じて、福祉分野のみならず、労働、保健、文教、金融、住宅、司法等のさまざまな分野と連携し、支援ネットワークを構築していきます。

1 4 地域包括支援センター

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護・福祉・健康・医療など、様々な分野から高齢者とその家族を総合的に支えます。また、誰もが住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けられるよう、市民と専門職が一体となって、課題解決のために、何が必要なのかを考え、地域の新しいしくみ作りを行います。

1 5 障がい者基幹相談支援センター

障がいや病気のために、日々の生活の中で生きづらさを抱えているご本人・ご家族と一緒に「どんな生活を送りたいか」「今どんな困り事があるのか」ということを考え、解決に取り組みます。また、地域にある社

会資源（福祉サービス事業所・保育園・学校・医療機関など）と連携し、ネットワーク作りに努め、支援の必要な方をチームで支えられる仕組み作りをしていきます。

1 6 居宅介護支援事業

ご利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、ご利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいた適切なサービスが提供されるよう、事業所や関係機関との連絡・調整を行います。また、直接的な各介護サービスのコーディネートだけでなく、8050問題や世帯の困りごとなどに気づき、専門機関につなげるなどの取り組みにも力をいれていきます。